

監査報告書等への電子署名を可能にする監査証明府令等の改正案、公表——金融庁

去る5月20日、金融庁は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う金融庁関係政府令の改正案」を公表した。5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律37号。以下、「デジタル社会形成整備法」という）の施行に伴い、金融庁関係政府令について、所要の規定の整備等を行うもの。コメント期限は6月20日。主な改正内容は次のとおり。

監査証明府令・内部統制府令

- (1) 監査証明の手続
監査報告書等および内部統制監査報告書は、「その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む」とされた。また、当該電磁的記録は、作成者による電子署名が行われているものでなければならぬとされた。
- (2) 押印の見直し
監査報告書等および内部統制監査報告書の記載事項について、自署と押印が必要である旨の記載が「署名しなければならぬ」に変更された。

公認会計士法施行規則

デジタル社会形成整備法の成立に伴い公認会計士法が改正され、業務の執行方法について、自署と押印が不要になり、電子署名による対応が可能とされた。これに伴い、公認会計士法施行規則において、次の改正が行われる。

- (1) 情報通信の技術を利用する方法
公認会計士および監査法人は、電磁的方法による証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明に係る会社等に対し、用いる電磁的方法の種類および内容を示し、書面または電磁的方法による承諾を得なければならぬ旨を追加された。
- (2) 押印の見直し
監査報告書の記載事項について、監査証明府令・内部統制府令と同様に自署と押印が不要とされた。

投信の時価算定に関する公開草案のコメント対応、引き続き検討

—ASBJ—

去る5月18日、企業会計基準委員会は第457回企業会計基準委員会を開催した。

前回（2021年6月1日号（No.1612）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準適用指針公開草案71号（企業会計基準適用指針31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」のコメント対応について、審議された。

投資信託財産が金融商品である投資信託

ある投資信託

- (1) 未公開株式に投資する投資信託

投資信託財産として非上場株式を保有している場合であっても、その投資信託自体について時価をもって貸借対照表価額とする理由について、次のように記載する文案が示された。

この点、一般に、投資信託とは投資家から集めた資金の運用を専門家に任せ、運用成果を投資家に分配する金融商品であり、その投資信託という形式により市場価格のない株式等を間接的に

に保有している場合と市場価格のない株式等を直接保有している場合とでは、経済実態が異なると考えられる。

委員からは、「『経済実態が異なる』とはどういうことか、明確にしてほしい」との意見に、事務局から「わかりやすく、コンセンサスが得られる表現を検討する」との回答があった。

- (2) 「市場における取引価格」の明確化

前回の親委員会および金融商品専門委員会、「市場における取引価格」について、「上場していない投資信託で相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合、観察可能なインプットと考えられるため、通常は当該価格が時価になる」とした事務局案に対し、「それが市場データに基づいた観察可能なインプットといえるのか疑問」、「実務が混乱する可能性がある」との意見が出されたことから、「相対で取引できると見込まれる価格」の表現を削除し、次の

会計基準第5項に定める時価の定義により、金融商品取引所等の市場に上場しており、その市場が主要な市場となる投資信託で、その市場における取引価格が存在する場合、当該価格が時価になると考えられる。

委員からは、「『市場』は取引所に限らないが、『金融商品取引所等の市場に上場』と、これまでの案から対象範囲を狭めた理由は何か」との質問に、事務局は「相対取引は市場に入り得るが、コンセンサスを得ていくのが大変で、新たな論点も出てくる」との意見もあった。実務をやりやすくすることが目的ならば、このような取扱いにしたほうが市場関係者に受け入れやすいのではないかと、この回答があった。

不動産投信における解約等に関する重要な制限の判断基準

不動産投信について、基準価額を時価とみなすことができる要件の1つである「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限」について、事務局から次のような文案が示された。

ような修正案が示された。

前項の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」における、その重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額の重要性により行う。

制限がクローズアップされてしまうのではないか。事務局案では、解約制限があっても基準価格で取引できる場合は、含まれない。逆に実務が混乱し「そう」との回答があった。

適用時期

適用時期を2022年3月31日以後終了する事業年度の年度末からとする公開草案に対して、寄せられたコメントおよび委員からも、延期を求める意見が多く寄せられている。事務局からは、対応を検討中として、今回は、具体的な対応案は示されなかった。

金融

感染症対策と経済支援策のために必要な強いリーダーシップ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、国内では4月25日から3回目の緊急事態宣言が発出されたが、現在期限とされている5月末を目前に延長案が浮上し、収束の気配がない。一方で経済は、5月18日に公表された2021年1-3月期の名目GDPが年率換算で54.2兆円、一昨年秋のピークから約4%の減少となった。ただ、こうしたマクロの数字

を持ち出すまでもなく、倒産や失業など、企業や家計が受けた痛みは、身近に誰もが肌で感じているだろう。感染症拡大の波の大きさは、最初が最も小さく今回が最も大きい。しかし、緊急事態宣言は、逆に最初が最も厳しく、今回はそれに比べて適用地域や休業要請業種が少ないなど、緩いものといわれている。緊急事態宣言を出すのであれば、強い内容のものを短期集中型で

ポジティブ・メンタルヘルス

よく聞くと、効くよ

メンタルクリエイト
江口 毅

カウンセラーとして日々相談を受けていると、悩みごとの種類が多様さを感じると同時に、本質的には共通の問題があるようにも感じます。今回は、事例を通してみていきましょう。

【事例1】

Aさんは、難しい顧客への対応、イベント企画、新人教育などに追われ、疲労困憊でした。追い打ちをかけるように顧客からセフハラを受け、精神的にも参ってしまいました。それらの状況を把握している上司に今後の対応を相談しようとしたところ、いきなり「君は心身ともに疲れているようだから、産業医に相談しなさい」といわれました。上司に対する絶望感や不信感を抱いたAさんは、社外カウンセラーである筆者に相談してきました。

【事例2】

ある管理職が、部下から人間関係についての相談を受けました。先輩Bさんの教え方が高圧的で自信を喪失している社員が複数人いるという相談内容でした。部下が「どうにかしてください」と何度でも強く要望してきたので、管理職はBさんを呼び出して厳しく注意しました。一方的に管理職から厳しく注意されたBさんは

ショックを受け、社外カウンセラーである筆者に相談してきました。

【事例3】

在宅勤務になったCさんは、妻が家事をしないで一日中ゴロゴロと過ごしていることにイライラしていました。1カ月後、Cさんは

ショックを受け、社外カウンセラーである筆者に相談してきました。もしかれません。事例3では、Cさんが妻の体調を確認したり、妻の行動の背景を理解しようとしたり、自分にできることを探ったりしていれば、妻を傷つけることも途方に暮れることもなかったかもしれません。

堪忍袋の緒が切れて、妻に対して「こんな散らかった部屋でよく平気だな。専業主婦なんだから掃除くらいしろよ」と怒鳴りつけました。妻は何も言い返さず泣き出してしまいました。途方に暮れたCさんは、社外カウンセラーである筆者に相談してきました。

これらの事例で共通することは

何でしょうか。それは、「相手の言い分や気持ちを聞かず、一方的に判断や決めつけを行っている」とことです。事例1では、上司がAさんの現状に理解を示さず「Aさんがどうしたいかを聞き、現状を打開するための方策を一緒に考えてくれたら、Aさんは上司に対して絶望感や不信感を抱かずに済んだかもしれません。事例2では、管理職が片方の言い分を鵜呑みにせず、Bさんの主張にも耳を傾け、客観的に職場環境を把握したうえで対処していれば、Bさんがショックを受けることなく適切に問題が解決できていたか

私たちは、目の前の問題を早く解決しなければならぬと焦ったり、色眼鏡で状況を判断してしまったり、少ない情報で物事を決めつけてしまったりしがちです。それらの行為がすなわち人間関係に影を落とすとは限りません。しかし、相手や周囲の人たちに不安、戸惑い、不信、怒り、あきらめなどの気持ちを抱かせてしまうこともあります。そうならないために、まず相手を理解しようと努めることが大切です。その際、「自分はこのように考えているけど、相手がどう感じるかや状況は聞いてみないことにはわからない」という姿勢で臨むことがポイントです。

相手の言い分や気持ちを聞くことの大切さは、頭ではわかっていても意外と面倒なことです。しかし、そのプロセスを挟むだけで、職場でも家庭でも人間関係における誤解や諍いは減り、心地よい関係を築くことにつながります。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年5月17日	役員等の構成の変化などに関する第21回インターネット・アンケート集計結果	監査役協会	(1)株主総会後の役員等の構成、(2)株主総会に係る各種手続および期末監査、(3)日常監査、(4)新型コロナウイルス感染症対策に関する在宅勤務および2020年株主総会の状況について、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社とともにアンケート結果が取りまとめられている。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/enqtotal21.html	—
2021年5月19日	租税条約に関する届出書等の電磁的提供に関するFAQ	国税庁	2021年度税制改正により、非居住者等が源泉徴収義務者に対して行う条約届出書等の提出を、電磁的方法により提供することが可能となった。これを踏まえ、電磁的提供を行う際の各種要件等をまとめたもの。 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/denjiteiky/pdf/0021003-199_03.pdf	—

行い、同時に企業や家計に対する十分なセーフティネットを用意するべきとの意見もある。

感染症対策として、昨年度は約10兆円を予備費として計上し、ほぼ使い切った。今年度予算では5兆円が計上されているが、ワクチン確保や企業支援などで1兆円が使用され、菅首相は、新たに今年度補正予算を国会に提出する必要はないとの考えだ。

しかし、時短営業や休業に依じた企業に対する支援金の金額が小さいことや、昨年度のような特別定額給付金の措置がないこと、申請期限を6月末までで区切っている制度が多いことなどを考えれば、残り4兆円で十分とはいえないとの見方もある。

もし仮に、近づく総選挙の日程や政治的思惑で補正予算の算定を留保し、その結果が緩い規制措置と過少な支援策につながるようなことがあれば、感染拡大抑制効果も小さく、経済の回復を遅らせることになり得る。短期集中型の効果的な感染対策と同時に、大型補正予算による民間部門の経済損失緩和策が必要と考えられ、それを可能にする政治の強いリーダーシップが求められるときである。

証 券
ワクチンが握る株価の行方

日経平均株価は5月中旬に台湾株価に次ぐ下げを記録した後、戻りは鈍く、一進一退状態が続いている。折からまとまった企業業績は前年度実績、今年度予想とも事前予想を上回ったが、株価はそれをまったく評価していないようにみえる。現在、世界の主要国の株式市場では、日本株価の弱さが目立っている。日本企業の決算実績は予想以上であったものの、その実態は減収増益であり、もっぱらコスト削減効果に頼ったものであったこと、非製造業のソフトバンクグループ(株)(S B G)が副業の投資事業で突出した純利益を計上、全産業の数字を引き上げたものであったこと、などから株価を押し上げる力にならなかったと考えられる。

また、S B Gの利益は1社の実績としては国内企業で史上最高記録であったが、株価は決算発表と同時に大きく下がった。投資家は期待していた自社株買い計画が発表されなかったことに失望し、売りに出たとみられる。さらに、日本企業の今年度予

想については、増収増益という明るい予想が発表されたものの、発表期間中に緊急事態宣言の延長、対象地域の拡大、ワクチン接種の遅れ、といったニュースが相次いだ。このため、コロナ禍の収束は容易でない、という感触が市場に広がり、良好な業績予想に反して、企業業績が予想どおりになるかどうか、疑問が強まったとみられる。一方、欧米主要国はワクチン

接種が進み、コロナ禍の落ち着き、経済活動の再開、活発化という情報が増加している。5月中旬の世界同時株安も欧米は軽微に終わったように、株価の足取りは日本より力強い。現在、欧米株式市場が懸念しているのは、アメリカの強すぎる景気回復↓インフレの想定以上の進行↓FRBの金融緩和と政策変更⇨利上げ、というシナリオである。これからの株価の行方もワクチン接種の進行、効果いかににかかっているとの見方もあり、日本の接種状況が懸念される。

経理用語の豆知識

☑ 四半期財務諸表作成における税金費用計算

法人税その他利益に関する金額を課税標準とする税金については、原則として年度決算と同様の方法により計算するものとされているが、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、納付税額の算出等において、簡便的な方法によることができる。たとえば、納付税額の算出にあたり加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法がある。

経営環境の著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動がないと認められる場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用することができる。

経営環境に著しい変化が生じ、または一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動があると認められる場合には、当該著しい変化や大幅な変動による影響を加味したものを使用することができる。